美濃小学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月１日策定
（令和５年５月改訂）
美濃市立美濃小学校

《目次》

はじめに

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方
　１　定義
　２　基本認識
　３　学校としての構え

Ⅱ　いじめの防止（未然防止のための取組）
　１　すべての児童が安心して過ごせる学級・学校づくり
　２　「分かる・できる授業」の推進
　３　生命や人権を大切にする営み
　４　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

Ⅲ　いじめの早期発見
　１　アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
　２　教育相談の充実
　３　教職員の研修の充実
　４　家庭・地域・関係機関との連携

Ⅳ　いじめ事案への対処
　１　いじめ問題発生時・発見時の初期対応
　２　正確な事実把握
　３　いじめ解消に向けた指導
　４　いじめの解消

Ⅴ　いじめの防止等の対策のための組織
　１　いじめ未然防止・対策委員会の設置
　２　いじめ未然防止・対策委員会の役割
　３　いじめ未然防止・対策委員会の取組の留意点

Ⅵ　いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

Ⅶ　学校評価の評価項目

Ⅷ　重大事態への対処

1　重大事態の意味について
2　重大事態の報告
3　重大事態の調査
4　調査結果の提供及び報告

Ⅸ　資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ
1　資料の保管
2　いじめ事案の記録
3　次年度以降への引継ぎ

Ⅹ　その他いじめの防止等のための対策に関する事項

はじめに

学校は、児童が友達同士や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすだけでなく、いじめられた児童の保護者や家族にも苦しみを与え、生活にも影響を及ぼす許されない行為である。

安全・安心な場であるはずの学校において、いじめを起こさないために、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第１３条を踏まえ、ここに美濃小学校いじめ防止基本方針を定めた。

令和２年度、自分の大切さとともに、他者の大切さも認めることができる子を育成することを目指し（目指す子どもの姿）、「いじめ防止基本方針」を一部改訂した。

令和３年度、児童一人一人が大切にされているという実感をもつこと、自らが成長しようという思いをもつこと、互いの違いを認め合い大切にし合おうという心を育てること、インターネットを通じたいじめを含め、自分がいじめの加害者にならない決意をもつことの４つの視点を大切にして、ひきつづきいじめに関わるすべての関係者や関係機関等が協力して未然防止に取り組んでいくことを目指し、「いじめ防止基本方針」を一部改訂した。

令和４年度、さらに一部改訂し、より適切ないじめに係る情報の記録を図った。

Ⅰ　いじめの問題に対する基本的な考え方

１　定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第２条）

〈一定の人間関係〉とは

同じ学級の児童同士の関係など、学校内の関係にとどまらず、習い事やスポーツクラブ等児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

美濃小学校で起こりうると考えられる具体的ないじめの様態は、

・仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする
・冷やかしやからかい、悪口や脅しの言葉、身体的なことに関して馬鹿にされたり、嫌なことを言われたりする
・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・「おごって」という言葉を使って、金品を要求される
・からかった時の反応を楽しみ、集団で笑い合う
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
・持ち物を触らないようにしたり、触ったものを人にタッチしたりして、ばい菌扱いをしてからかう
・スマートフォンなどを利用し、SNS 上で悪口を書き込んだり、悪口を回したりする
・スマートフォンで撮った写真を、了解なく他人に送りからかう　等

であるが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定している場合でも、周りの状況を注意深く観察し、客観的に判断する。

学校において、児童が「いじめられた」と感じることは多様な場合が考えられる。例えば、上記の様態以外にも、相手を思う気持ちから行ったはずの行為が、意図せず相手側の児童に苦痛を感じさせてしまったような場合もいじめに該当する。このような場合学校は、柔軟に対応し、お互いが相手の気持ちを想像できるよう促し、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。このよ

うな場合も、法の定義に従っていじめ未然防止・対策委員会で情報共有していく。
なお、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることもある。

2　基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

・「いじめは、人間として絶対に許されない」
・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
・「いじめは、自分からは言いづらいもの」

この認識に基づき、本人がいじめられていることを否定したり、「何でもない、大丈夫」と言ったりした場合でも周りの状況を注意深く観察し、「背景にいじめがないか」との疑いをもって、客観的に判断する。

3　学校としての構え

・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、児童を守る。
・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。（子ども同士の絆づくり）
・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。（居場所づくり）
・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により、早期発見、早期対応はもとより、未然防止に努める。（組織的な指導と対応）
・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。（保護者との連携）
・いじめの解決に向けては、常に被害児童の立場に立ち、被害児童及び家族の心に寄り添い、加害児童への指導の方向についても、被害児童の気持ちを確認しながら行う。（被害児童・保護者への寄り添い）
・いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」・「傍観者」の存在にも注意を払い、児童全員が自分のこととして、自らの行いを振り返る指導を徹底する。（いじめの自覚）

Ⅱ　いじめの未然防止のための取組

1　全ての児童が安心して過ごせる学級・学校づくり（自己有用感を高める取組）

・全ての児童が主体的に活動し、互いに認め合う中で、共感的な人間関係を育む。
・全ての児童が大切な学級・学校の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う経営を充実する。
・温かい言動や受容的かつ共感的な態度に徹し、悩み等を相談しやすい関係を築けるよう努める。
・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さないようにするため、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
・教育活動全体を通じて、自己指導能力の育成に取り組むとともに、教職員が自他のかけがえのない生命の大切さや人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

２　生命や人権を大切にする営み（豊かな心の育成）

・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための、人権の知的理解と人権感覚を育成する人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
・教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
・授業の中では、考えを交流する場を大切にし、考えには多様性があることを知り、自他を大切にしながら主張したり、同意したりしながら、よりよい解決の仕方を学べるようにする。
・児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組めるようにする。
・全ての教育活動を通じて「人権教育の観点」を明確にした指導を進め、認識力、自己啓発力、行動力を育成していく。
・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、**「美濃小７つのぽかぽか言葉・６つのぽかぽか行動・５つのぽかぽか挨拶」を柱として、あたたかい雰囲気のある環境を整える。**
・自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流（クラブ活動）、ボランティア活動等心に響く豊かな体験活動を充実する。
・全校集会で自他共に大切にし合う集団を目指すことや、児童集会の場を活用し、いじめを許さない学校をつくる決意など、児童会を中心に共有する取り組みを行う。

３　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について指導を充実する。
・インターネットの現状について知り、トラブルに巻き込まれないようにするための方法や対策を理解することをねらい、外部機関と連携しつつ、よりよい使い方について判断できる力を養う。

Ⅲ　いじめの早期発見・早期対応のための取組

１　アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

・いじめの疑いがある、或いはいじめの事実が認められたときには、「いじめ未然防止・対策委員会」を開いて、対応について検討していく。
（詳細は「Ｖ－１いじめ未然防止・対策委員会の設置」を参照）
・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、定期のアンケート「のびゆく子」「教えてねアンケート」（記名式）、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてマニュアルを作成し、全教職員で確実に対応する。
・「教えてねアンケート」を実施した後には、教育相談担当・生徒指導主事の複数の目で全員のアンケートに目を通し、確認が必要と思われる事については、「いじめ未然防止・対策委員会」に報告し、組織で対応する。
・全職員が、些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行う。週一回の職員打ち合わせでは、児童の様子について全職員で共通理解し、いじめの認知に関する意識を高める。
・スクールカウンセラーや相談員と連携し、生徒指導体制と教育相談体制及び特別支援教育体制の充実を図る。

２　教育相談の充実

・いじめ、問題行動、不登校及び不登校傾向児童等に対して、組織的継続的に対応し、早期発見、指導の充実が図れるようにする。

　週１回の学年会で、児童の姿を交流し共通理解する。

　いじめ未然防止・対策委員会を随時行う。

　週１回の打ち合わせで、児童の姿と会議での決定事項を共通理解する。

・教育相談の日（スマイルの時間）には、「教えてねアンケート」をもとに、児童の困り感に寄り添って問題の解決の方向を相談したり、「のびゆく子」（生活の振り返り調査）により児童理解の充実を図ったりして、一人一人の指導に生かす。

・「教えてねアンケート」により、児童の悩みや不安を早期発見し、担任だけでなく相談員・スクールカウンセラー・養護教諭等と話をする機会を設けるなど、全教職員で一人一人の心を深く見ていく。

・マイサポート体制を年度始めに確立し、より多くの教職員で、児童の悩みや不安を聞くことができるよう努める。

・日頃より児童との触れ合いを大切にして信頼関係を築くとともに、児童に寄り添い、悩みや不安に対して積極的に教育相談活動を行い、児童一人一人の心の居場所づくりに努める。

・「教えてねアンケート」に何も記入しない児童に対しても、「書くことができなかったかもしれない」という意識をもって、児童との相談にあたる。

３　教職員の研修の充実

・教職員が本校の「いじめ防止基本方針」の内容を正確に理解するための教職員研修を行う。

・年度当初の職員会では、前年度の本校のいじめの実態を共通理解したり、夏季休業中の現職研修では、これまでのいじめ事案の対応について検証の場を設けたりするなど、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に職員研修を行う。「いじめ防止　これだけは！」「教育相談これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が早期発見・早期対応を行うことはもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修の充実を図る。

・いじめの事案があった際には、具体例として、その事案から生きた教訓として学べるようにする。また、グループワークのような形を取り入れたり、実際に誰がどのように動くかというシミュレーションを行ったりして、座学だけでなく、参加者が能動的に学ぶことができる研修を工夫する。

４　家庭、地域、関係機関との連携

・「いじめ防止基本方針」については、本校のホームページへの掲載や PTA 総会、懇談会で配付する通信等により、保護者や地域住民がいじめ防止基本方針の内容を確認できるようにするとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明し、連携・協力を図る。

・学年学級通信や懇談等による相互理解・相互協力を推進し、児童のよさに目を向けた情報の連携を図り、信頼関係を構築する。

・指導にあたっては、保護者の理解や協力を十分に得ながら進め、児童の今後の成長に向けて、家庭と学校が一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や関警察署生活安全課、中濃子ども相談センター、美濃市福祉子ども課、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

Ⅳ　いじめ事案への対処

法第２３条第１項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校の「いじめ対策組織」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

上記を踏まえ、美濃小学校ではいじめ問題の発生時、大まかに以下のように対応していく。

①いじめの訴え、情報、兆候の察知
②管理職等への報告といじめ未然防止・対策委員会での対応方針の決定（教職員は察知したことを一人で抱え込まない）
③事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に判断する。情報は児童・教員のみならず、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
④いじめを受けた側の児童のケア（教育相談担当・養護教諭、スクールカウンセラー、必要に応じて外部専門家に依頼する）
⑤いじめた側の児童への指導（生徒指導主事を中心：背景についても十分踏まえた上で指導する）
⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

１　いじめ問題発生時・発見時の初期対応

・学校の教職員がいじめを発見、またはいじめに係る相談を受けた場合、「いじめ未然防止・対策委員会」に報告し、いじめ未然防止・対策委員会は、いじめであるか否かの判断を組織で行うとともに、方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
・いじめの兆候を把握したら、速やかに学年主任を通じ、生徒指導主事に報告し、いじめ未然防止・対策委員会で情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告する。
・いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たることを基本とする。
・聴き取りの際には、複数の教職員で対応し、女子児童の場合には女性教職員が同席する。連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する。状況に応じて、スクールカウンセラーも同席するなどの配慮を行う。

２　正確な事実把握

・いじめを受けた児童の訴えをもとに、順に、いじめたとされる児童、周辺児童への聴き取りを行う。
・事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どうしたかについて明らかにした上で、事実関係の整合性をいじめ未然防止・対策委員会にて確認する。また、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯はどのようかについて判断し、捉えるようにする。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、被害児童の思いに寄り添いつつ、指導の方向について慎重に検討する。
・いじめ未然防止・対策委員会が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場

合に、いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得た上で、他の児童に対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を、記名式・無記名式を含めて状況に合わせて、人権に十分に配慮して実施する。また、個人面談を行う場合も、保護者の同意を得た上で、人権に十分配慮して実施する。

・正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、いじめ未然防止・対策委員会は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

３　いじめ解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた児童がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために、いじめ未然防止・対策委員会で指導にあたる職員や指導内容を十分に検討した上で、以下のことを順に行う。

・いじめた児童に、自分が行った事実を認め、なぜ相手の心を傷つけるような行為を行ったのかを見つめさせることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを十分に理解させる。

・いじめた児童の保護者に、いじめた児童が行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、自分の言動を深く省み、誠意をもって謝罪し、今後の言動に生かすことの大切さを確認し、いじめを受けた児童と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた児童の保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係（いじめ解決に一緒に取組むパートナーとしての関係）を築く。

・いじめを受けた児童と保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。

・いじめた児童に、今までの学校の指導を理解し、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するよう指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束することを心の底から思えるよう指導する。

・いじめを受けた児童、いじめた児童、保護者の同意を得て、全体指導を行う。この全体指導とは、「観衆」や「傍観者」の存在もいじめを作り出す原因の一つであることを自覚させる指導など、集団全体に一人一人が自分のこととして振り返りをさせる指導のことである。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消に向かうことはできない。また、いじめた行為を戒めるために、指導の過程でいじめた児童へ教師による一方的な叱責等を行っても、いじめた児童は表面上反省したように見せかけるだけになり、心底いじめた自分を改めようとする気持ちを持てないままになってしまう。いじめ解消に向けた指導は、いじめた児童の話を十分に聴いたうえで、「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

４　いじめの解消

いじめた児童への指導後も、いじめが解消するまでその対応についていじめ未然防止・対策委員会で検討し、継続して経過観察及び支援を行い続ける。

いじめが「解消している」状態とは、いじめられた児童が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安のひとつとする。ただし、いじめの解消に向けてさらに長期の期間が必要である場合もある。保護者の協力を得て、家庭での様子等、いじめた児童・いじめを受けた児童の総合的な様子を把握し必要な指導を行う。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその

保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」といじめ未然防止・対策委員会で判断した場合でも、半年、１年後にいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に複数の教師が注意深く観察する必要がある。

Ⅴ　いじめ防止等の対策のための組織

１　いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第２２条）

美濃小学校は、いじめの未然防止に組織で取り組むとともに、いじめの些細な兆候を特定の教職員が抱え込むことがないよう、常設組織として「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。「いじめ未然防止・対策委員会」は、校長、教頭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭の委員により構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ＰＴＡ会長、学校運営協議会委員等を加える。「いじめ未然防止・対策委員会」は、いじめの未然防止・早期発見・適切に対応できるようにするために、構成員を適宜工夫・改善できるような柔軟な組織とする。

２　いじめ未然防止・対策委員会の役割

・「自分だけを大切にした生き方ではなく、自分も大切にしながら他人も大切にした生き方」を大切にする精神を養い、いじめを許さない・いじめが起きにくい学校づくりを進める。
・いじめの疑い・問題行動に係る情報収集を行い、記録・共有をする。
・緊急会議の開催、アンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
・被害児童とその保護者への支援（養護教諭・教育相談担当）、加害児童への指導（生徒指導主事）等、対応方針の決定、組織的な指導の継続を行う。
・保護者との連携を組織的に実施する。
・方針に基づく取組の実施、年間計画作成・実行・検証・修正を行う。
・校内研修を計画的に実施する。
・方針の点検と見直しを行う。（PDCA 改善サイクルの実行）

３　いじめ未然防止・対策委員会の取組の留意点

・いじめ未然防止・対策委員会を開催する際には、始めに参加する委員に対して守秘義務の確認を行う。
・PTA 総会や児童集会の場で委員会の存在と活動を紹介し、いじめの相談の窓口であることの周知を図る。また、児童・保護者が情報を伝えやすくするため、担任やマイサポーター、教頭、教育相談等伝えやすい職員が直接的な窓口となることを伝える。
・いじめ未然防止・対策委員会は、「教えてねアンケート」や「スマイルの時間」から得られた情報を、教育相談担当・生徒指導主事を中心にマニュアルを活用して情報共有し、組織でいじめであるか否かの判断をする。
・教職員が、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断し

たりすることがないよう、教育相談担当・生徒指導主事を中心に、学年主任との連携を図り、得られた情報をいじめ未然防止・対策委員会で共有できるようにする。

・いじめの事案が発生した時、保護者との連携を組織的に行う。被害児童には教育相談担当や養護教諭、加害児童には生徒指導主事等、役割を分担して、情報の収集や指導の方針等について保護者の理解を得ながら行う。

Ⅵ　いじめ未然防止・早期発見のための年間計画

	いじめ未然防止・対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容・前年度引継ぎ事項の確認 ○現職研修「いじめの実態共有」	○相談員・スクールカウンセラーの児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○教えてねアンケートの説明 ○マイサポーター制度の説明	○PTA 総会にて「方針」の説明 ○保護者参観日
5月	○現職研修「QU の結果の見方」	○ぽかぽかタイムの実践 ○児童会「言葉に気をつけて、雰囲気ぽかぽかキャンペーン」	○マイサポーターの決定 ○教えてねアンケート（1回目） ○スマイルタイム	○学校運営協議会
6月	○第1回いじめ調査（県報告）	○ぽかぽかタイムの実践		○タウンミーティング ○保護者参観日
7月	○第1回学校評価アンケート ○いじめ未然防止・対策委員会	○ぽかぽかタイムの実践		○地区懇談会にて実態説明 ○夏季休業中の指導 ○個人懇談会
8月	○現職研修「子どもに寄り添う」			○人権啓発講演会参加
9月	○夏休みの情報の確認・2学期の活動方向の確認	○ぽかぽかタイムの実践	○教えてねアンケート（2回目） ○スマイルタイム	○PTA の運動会準備等への参加
10月	○現職研修「教育相談の在り方」	○ぽかぽかタイムの実践		○保護者研修「インターネットトラブル防止教室」
11月	○第2回学校評価アンケート ○現職研修「QU 結果の見方②」	○ぽかぽかタイムの実践 ○児童会「ぽかぽか言葉キャンペーン」	○教えてねアンケート（3回目） ○スマイルタイム	○保護者参観日
12月	○第2回いじめ調査（県報告）	○ぽかぽかタイムの実践		○個人懇談 ○冬季休業中の指導

1月	○冬休みの情報の確認・３学期の活動方向の確認	○ぽかぽかタイムの実践	○教えてねアンケート（４回目） ○スマイルタイム	○学校運営協議会
2月	○第３回学校評価アンケート ○来年度へ向けたいじめ防止基本方針の見直し	○ぽかぽかタイムの実践 ○児童会「ぽかぽか行動キャンペーン」		○保護者参観日
3月	○第３回いじめ調査（県報告）	○ぽかぽかタイムの実践	○学校生活アンケート	

Ⅶ　学校評価の評価項目

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に取組の実施状況を位置付ける。重点的に取り組む内容について達成目標を設定し、評価し、改善を図る。

Ⅷ　重大事態への対処

１　重大事態の意味について

法第２８条第１項各号の通り、いじめによる児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、いじめ未然防止・対策委員会は、重大事態と判断し、教育委員会の指導の下、学校が主体となり事実関係を明確にするために調査にあたる。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、迅速に調査にあたる。

２　重大事態の報告

いじめ未然防止・対策委員会において、重大事態と判断した場合は、速やかに「第一報」を美濃市教育委員会に報告する。報告内容については、知り得た事実について正しく「第一報」の形式に合わせて報告する。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

３　重大事態の調査

上記「重大事態の報告」の通り、美濃市教育委員会にいじめの事実を報告し、学校主体の調査委員会もしくは条例第１０条による「美濃市いじめ問題対策委員会」の発足により調査を行う。

〈学校主体の調査委員会を立ち上げるような重大事態への対応〉

（１）学校の下に、重大事態の調査組織（美濃小学校いじめ調査委員会）を設置

・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係

又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（２）調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

（３）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告を行う）

・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

（４）調査結果を学校の設置者（美濃市教育委員会）に報告

・上記（３）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（５）調査結果を踏まえた必要な措置

・調査結果の提言等を踏まえ、いじめの再発防止のための教員を配置したり、いじめられた児童の心のケアに当たる心理の専門家の派遣を要請したりするなど、必要な措置を講じる。

４　調査結果の提供及び報告

・学校及び美濃市教育委員会が立てた調査委員会からの報告を受けて、学校もしくは美濃市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

・これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。

・質問紙調査の実施により得られた内容については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する。

・いじめ未然防止・対策委員会は、調査委員会からの調査結果（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について教育委員会へ報告する。

Ⅸ　資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ

１　資料の保管

全校に実施したアンケートの質問票の原本や記録簿等の一次資料の保存は、最低でも当該児童が卒業するまでとする。集団を指定して行ったアンケートや聞き取りなどの結果を記録した文書等の二次資料や調査結果の文書は５年の保存とする。

保管については、保管担当者（生徒指導主事・教育相談担当）と保管場所を明確にする。

２　いじめ事案の記録

事案の記録は、いじめに至った経緯やいじめの事実、対応した職員、指導の内容についての記録を残す。

３　次年度以降への引継ぎ

年度末には、いじめ未然防止・対策委員会を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を再確認し、次年度の進級学年や、卒業後の進路先に確実に引継ぐ準備を行う。

また、新年度当初には、いじめ未然防止・対策委員会を開き、引継ぎの内容を新メンバーで確認し、いじめ未然防止・対策委員会から、新学年・担任へ確実に引継ぎを行う。

Ｘ　その他いじめ防止等のための対策に関する事項

学校は、法の施行状況等を勘案して、必要に応じ基本方針の見直しを検討し、改訂した場合には公表する。
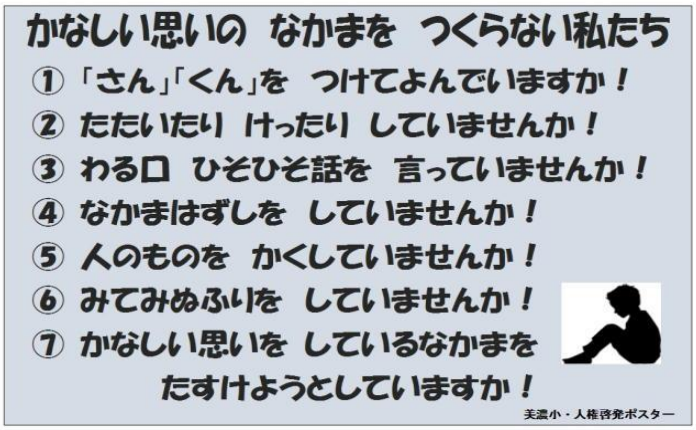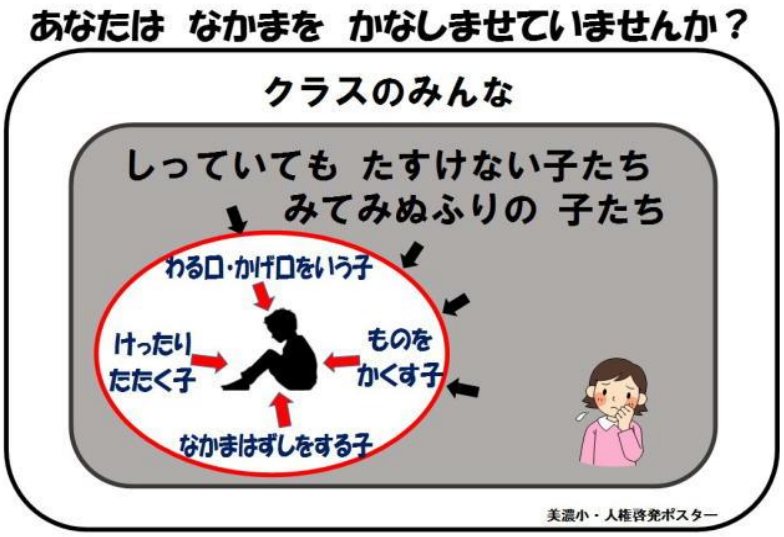
改訂履歴
平成２６年４月１日策定
平成２７年４月　改訂
平成２８年４月　改訂
平成２９年４月　改訂
平成３０年４月　改訂
平成３１年４月　改訂
令和　２年４月　改訂
令和　３年６月　改訂
令和　４年６月　改訂
令和　５年５月　改訂